

2021年10月13日

都庁職病院支部

支部長 千葉 かやと

都庁職衛生局支部

支部長 若梅 晶子

「地方独立行政法人東京都立病院機構定款」可決に対する抗議声明

10月13日、第3回都議会定例会本会議で、多くの反対・疑問の声を無視して、都立病院・公社病院を地方独立行政法人化するための議案(「地方独立行政法人東京都立病院機構定款」)が可決されました。このことに対して、都庁職病院支部・都庁職衛生局支部は強く抗議します。

都立病院・公社病院の地方独立行政法人化については、都知事選・都議選において意図的に争点にされませんでした。しかも、来年7月からの地方独立行政法人化という方針をいつ誰がどこで決めたのかプロセスも明らかにされていません。都民への周知もほとんどされないまま、9月28日の提案からわずかな期間で重要な議案を決定したことは、民主主義をないがしろにするものです。

この間、都立病院・公社病院はコロナ医療の最前線で頑張ってきました。それでもなお、病院に入院できないまま44の方が在宅死するという痛ましい事態に直面しています。東京都は、「コロナのような感染症」に対して「機動的な対応」をするために地方独立行政法人化を進めるのだと説明していますが、都民の命を守れなかったことに対する反省もなく、地方独立行政法人にすれば解決するかのように主張することは、不誠実な態度と言わざるを得ません。

一方、病院現場も大変な苦勞の連続で、スタッフは必死になって医療を支えてきました。都立病院が地方独立行政法人化されれば、大半の職員は公務員でなくなり、給料も人事制度も大きく変わります。総額人件費の削減を狙う東京都が提示している法人職員の給料表は、現在の給料を大幅に引き下げるものです。しかも、地方独立行政法人化の準備等にかかわる作業も現在の業務に上乘せされてきます。コロナ対応のために必死になって頑張ってきた病院職員に対して、あまりにも大きな負担を強いるものです。

東京都は定款で、地方独立行政法人化された都立病院においても「行政的医療をはじめとする医療」を提供し、災害等の緊急時において必要な業務を実施するよう知事が要求するとしています。地方独立行政法人化するすべての病院に「東京都立」という名称をつけ、都立病院と何ら変わりはないということをアピールしています。しかし、公立病院削減という政府の方針に従って強引に地方独立行政法人化を進める東京都が、公務員制度の制約を受けることなく独立採算をより強化し、コスト削減の圧力を強めることは明らかです。

「行政的医療」や「災害医療」等の役割を果たすためには、訓練された職員の安定的な確保、設備や高額医療備品の充実、老朽化した施設の改修等を可能にする財政的な裏付けが欠かせません。「都立病院」と名乗るからには、東京都の責任としてこれらを保証すべきです。都庁職病院支部・都庁職衛生局支部は、今回の決定に抗議するとともに、東京都に対して地方独立行政法人化の問題点を明らかにし、都民医療と職員の労働条件を守るために都立病院・公社病院の充実と改善を強く求めていく決意です。